

LED 防犯灯設置補助金

三次市では、安全・安心なまちづくりを推進するため、長寿命化によるメンテナンス経費の削減、電気料金の負担軽減、CO2 削減などに有効な LED 防犯灯の設置に要する工事費用の一部を補助しています。

※ 蛍光管等から LED 管球への取替の補助については、今年度が最後となります。LED 防犯灯への取替を検討中の方は、お早目に申請または、お問い合わせください。

補助対象	① LED 防犯灯の新規設置 ② 蛍光管等から LED 管球への取替（今年度限り） ※ 公道等の不特定多数の通行利用がある場所への設置が対象となります。駐車場や個人の敷地内を照らすもの、営利行為のために設置するもの（看板を照らすもの等）は補助の対象となりません。
補助金額	工事費用の 2 分の 1 に相当する額 (1 灯あたり上限 3 万円, 1, 0 0 0 円未満切り捨て) ※ 工事費用には、防犯灯設置に必要な申請手数料, 消費税も含まれます。
補助対象者	三次市内在住の個人または団体
申請方法	「三次市 LED 防犯灯設置補助金交付申請書」に ① 工事見積書 ② 防犯灯の位置図（地図） ③ 工事前の写真 ④ 電力会社が発行する工事票 を添付して、危機管理課、または最寄りの各支所に申請してください。 ※ 工事施行業者は、「三次市内に本店もしくは営業所のある事業者、三次市に納税申告している個人事業者」としていただきます。



三次市 危機管理監危機管理課

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

電話 0824-62-6116 FAX0824-62-2951

e-mail : kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp